

## ボブベックのやさしい投資信託

### 第8回 投資信託のコスト その2

投資信託のコストに含めるべきなのかどうか分かりませんが、今回は税金について解説しましょう。

税金の計算方式としては、2000年の3月末日まで、平均信託金方式が採用されていました。しかしこの方式は、投資家間で不公平感が強かったことから、2000年4月1日以降は個別元本方式が採用されることとなりました。この方式は、投資家間の不公平がない一方、その計算方法が複雑になる場合があります。しっかりと頭に叩き込んでください。

#### (4)投資信託にかかるコスト

##### 税金

投資信託にかかる税金を計算する方法として、現在は個別元本方式が採用されています。この個別元本方式とは、投資家の購入価額をきちんと把握し、その購入価額と売却価額の差額に対して課税する方式です。

	売却時の 基準価額	購入価額	課税額
ケース1	12,000	10,000	400
ケース2	12,000	13,000	0

例を挙げて計算してみましょう。ケース1の場合、購入価額が10,000円、売却価額は12,000円ですから、

$12,000 \text{円 (売却価額)} - 10,000 \text{円 (購入価額)} = 2,000 \text{円 (利益)}$

2,000円が利益となります。課税額はその20%ですから、

$$2,000 \text{円} \times 20\% = 400 \text{円}$$

400円が課税されます。ケース2の場合は、基準価額が同じ12,000円ですが、購入価額は13,000円ですから、

$12,000 \text{円 (売却価額)} - 13,000 \text{円 (購入価額)} = 1,000 \text{円 (損失)}$

この場合には利益がありません。損失となっていますので課税関係は生じないのです。

#### 移行措置

2000年3月31日までに購入した投資信託に関しては、3月31日の平均信託金を購入価額と考えます。平均信託金とは、そのファンドの全購入者の、購入価額を平均して求めます。しかし、現在、平均信託金方式で税金を計算しているわけではないので、平均信託金の意味を覚える必要はないでしょう。2000年3月31日以前にファンドを購入している場合には、その購入日が何時であっても、3月31日の、そのファンドの平均信託金を投資家の購入価額と考えるということだけ、覚えておいてください。

今までの説明から分かるように、個別元本方式では、その投資家がいくらでそのファンドを購入したのか、つまり個別元本の管理が非常に重要になってきます。そして、この個別元本が分配金の額次第で変わることがあるのです。そこで、まずは分配金に対する課税の仕方について解説しましょう。

#### 分配金の課税

分配金にも、売却益と同じように20%の税金がかかります。ただし、それは利益よりも分配金が少ない場合のみ。分配金の額が利益の額を超える場合には、その部分を「元本の払い戻し」と考え、税金がかからないのです。例をあげて説明しましょう。

購入した時の 基準価額	分配金支払時の 基準価額 (分配金込)	分配金
11,000円	13,000円	1,500円

上の例の場合、分配金支払時点では  
 $13,000 \text{円 (分配金支払い時の基準価額)} - 11,000 \text{円 (購入価額)} = 2,000 \text{円 (利益)}$   
2,000円の含み益となっています。これに対して分配金は1,500円ですから、

$2,000 \text{円 (利益)} > 1,500 \text{円 (分配金)}$   
となります。この場合は利益の中から分配金が支払われたと考え、分配金の全額が課税対象となるのです。そして課税額は

$1,500 \text{円 (分配金)} \times 20\% = 300 \text{円 (課税額)}$

となるのです。では次の場合を考えてみましょう。

購入した時の基準価額	分配金支払時の基準価額 (分配金込)	分配金
12,000 円	13,000 円	1,500 円

この場合、投資家の利益は

$$13,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円}$$

これに対し分配金は 1,500 円ですから、

$$1,000 \text{ 円 (利益)} < 1,500 \text{ 円 (分配金)}$$

となります。利益の額よりも分配金の方が 500 円も多いですね。この 500 円は「利益の分配」ではなく「投資元本の払い戻し」と考えられるので税金がかかりません。これを式で表すと、

$$1,500 \text{ 円 (分配金)} = 1,000 \text{ 円 (利益の分配)} + 500 \text{ 円 (投資元本の払い戻し)}$$

となります。税金は利益の分配である 1,000 円の部分にのみ課税されるのです。課税額は

$$1,000 \text{ 円} \times 20\% = 200 \text{ 円} \text{ となります。}$$

同じファンドでも、投資家によって分配金に対する課税額が違って来る事に注意しましょう。